

新型コロナウイルス感染症対応緊急貸与型奨学金（令和3年度）申請要項

1. 趣旨

国立大学法人東京工業大学（以下、「本学」という。）は、経済活動の停滞に伴い収入等が減少し、学資や生活費の支弁に困難を生じた学生を対象に、緊急の経済的支援を行い、修学の援助を図ることを目的として、日本学生支援機構等による公的支援とは別に、本学独自の貸与型奨学金（以下、「本奨学金」という。）を令和2年度に引き続き実施する。

2. 名称

本奨学金の名称は、新型コロナウイルス感染症対応緊急貸与型奨学金とする。

3. 対象者

本学の学士課程、修士課程、博士後期課程又は専門職学位課程に在籍している学生で、下記のすべてに該当する者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少し、緊急に経済的支援が必要であること
- ・日本に在住していること（留学生については来日していること）
- ・振込先として日本国内の銀行口座等がある者

4. 貸与金額

課程の区分によらず、本奨学金（最大30万円：状況によっては減額の可能性あり）を本学が無利子で貸与する。

5. 申請手続き

本奨学金の貸与を希望する対象者は、下記①から⑤の申請書類に必要事項を記入し、⑥の書類を添付の上、末尾記載の申請書類送付先に郵送（レターパックライト）して申請しなければならない。なお、研究室に所属する学生は、指導教員に対し、本奨学金の申請を行うことについて、事前に電子メール等で報告を行うものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症対応緊急貸与型奨学金（令和3年度）申請書
- ② 学生証（顔写真のある面）の写し（携帯電話等による写真で可）
- ③ 返還誓約書（未成年の場合は保護者の同意書も必要）
- ④ 本奨学金の申請を行うことについて、指導教員に報告したやりとりのわかる電子メール等の写し（研究室所属学生のみ）
- ⑤ 銀行口座等振込依頼書（授業料引落口座等、本学にすでに登録済の口座

がある場合には、銀行口座等振込依頼書の提出は必要ない)

- ⑥ ①の申請書に記載した経済支援の必要性を客観的に示すもの（給与明細通帳の写しなど。場合によっては原本の提示を求める場合あり）

※ ⑥については、令和3年度に以下の申請を行った者は提出不要とする。

学士課程学生：令和3年度高等教育の修学支援新制度、特別授業料減免制度又は優秀学士留学生修学支援奨学金

大学院課程学生：大学院生向け授業料等免除制度

6. 申請受付期間

本奨学金の申請受付期間は、令和3年8月20日（金）まで（当日必着）とする。

7. 貸与の決定と本奨学金の交付

(1) 貸与の決定

本学は、郵送にて提出された申請書類に基づき審査を行った結果、令和3年8月27日（金）までに、本奨学金を貸与することを決定した申請者（以下、「被貸与者」という。）に対して、貸与決定通知を送付する。また、本奨学金を貸与しないことが決定した申請者に対しては、不貸与決定通知を送付する。

(2) 本奨学金の交付

本奨学金（最大30万円：状況によっては減額の可能性あり）は、貸与決定後、被貸与者が本学に届け出た授業料引落口座（授業料引落口座振込依頼書が未提出の場合は、別途本学に登録済みの口座）に振り込む方法で交付して貸与する。なお、振込日は9月中旬を予定。

(3) 辞退届

被貸与者が本奨学金の貸与を辞退するときは、前項の貸与の決定する日（8月27日）までに、末尾記載の申請書類送付先に、郵送で辞退届を提出しなければならない。

8. 返還方法

(1) 被貸与者は、貸与を受けた本奨学金の全額について、貸与日の月から2年経過後の翌月末限り、本学が指定する銀行口座に振り込む方法で一括返還しなければならない。なお、返還の際の振込手数料は被貸与者が負担するものとする。

(2) 被貸与者は、前項の返還期限より早期に、貸与を受けた本奨学金を返還することができる。

9. 期限の利益の喪失

被貸与者が、次のいずれかに該当するときは、直ちに貸与を受けた本奨学金の全額を、一括で返還しなければならない。

- (1) 本学を退学したとき。ただし、大学院博士後期課程学生のうち、「東京工業大学修士、博士及び修士(専門職)学位審査等取扱要項」第21条の適用を受ける者はこの限りではない。
- (2) 本学の規則等で定める懲戒等の処分を受けたとき。
- (3) 申請書類に、虚偽又は不実の記載があることが判明したとき。
- (4) 破産手続、民事再生手続の申立てを行ったとき。
- (5) その他、本奨学金の被貸与者として適当でないと判断される事実があったとき。

10. 返還の督促

- (1) 被貸与者は、返還期日を過ぎても本奨学金を返還しないときは、本学に対し、返還期日の翌日から支払済みまで、返還を遅滞した額に対して年3%の割合による延滞金を支払わなければならない。
- (2) 前項の場合、本学は、連絡先人または保護者に通知した上で、被貸与者本人に返還の督促を行うとともに、必要な措置をとるものとする。

11. 返還の免除

後日行う審査に基づき、困窮度が著しく高いと判定された被貸与者に対しては、本学の修学支援基金を原資とする給付型奨学金に切り替え、貸与した奨学金の一部もしくは全部の返還を免除する。給付型奨学金の対象となった者には別途通知する。

申請書類送付先・問い合わせ先

〒152-8550

東京都目黒区大岡山2-12-1 TP-102

国立大学法人東京工業大学

学務部学生支援課経済支援グループ

E-mail : [seso-apply\[at\]jim.titech.ac.jp](mailto:seso-apply@jim.titech.ac.jp) ([at]を@に変えて送信して下さい)

※ 書類を郵送する際は、封筒の表面に「新型コロナ対応緊急貸与型奨学金書類
在中」と朱書きしてください。

※ 書類の到着確認についてはレターパックの追跡サービスによりご確認ください。

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>